

子の氏の変更許可の申立てについて

1 はじめに

子が、父又は母と氏を異にする場合（父母が婚姻中の場合を除く。）には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移りたいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

2 申立人について

申立てをすることができるのは、氏を変更しようとする子本人です。

その子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者等）が代わって申立てをすることになります。

3 申立てにあたって必要なもの

- (1) 申立書（家庭裁判所に備え付けてあります。）
- (2) 申立人の認印（シャチハタ不可）
- (3) 収入印紙（子1人につき800円分）
- (4) 郵便切手（申立書1通につき84円）
- (5) 子の戸籍謄本
- (6) 戸籍を一緒にしようとする父又は母の戸籍謄本

※ 家庭裁判所では購入できません。

※ 審理のために必要な場合は、追加の書類や郵便切手の提出をお願いすることがあります。

現在の戸籍謄本に父母の離婚の記載がない場合等は、離婚の記載がある戸籍謄本までさかのぼって提出していただきます。

4 申立書等の提出先について

原則として、子の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

徳島家庭裁判所 TEL 088-603-0140	徳島市, 小松島市, 鳴門市, 名東郡, 勝浦郡, 名西郡, 板野郡, 阿波市, 吉野川市
徳島家庭裁判所阿南支部 TEL 0884-22-0148	阿南市, 那賀郡
徳島家庭裁判所牟岐出張所 TEL 0884-72-0074	海部郡
徳島家庭裁判所美馬支部 TEL 0883-52-1035	美馬市, 美馬郡
徳島家庭裁判所池田出張所 TEL 0883-72-0234	三好市, 三好郡

5 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所は、原則として申立書に基づいて審理を行いますが、若干の日数を要します。申立人に対して書面で照会をしたり、直接事情をお尋ねする場合がありますので、家庭裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。

なお、申立てが許可されましたら、普通郵便で「審判書謄本」をお送りしますので、「審判書謄本」を持って子本人の本籍地又は届出人の所在地の市町村役場に行き、入籍届をしてください。

徳島家庭裁判所

〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1
徳島家庭裁判所 別表第1審判係
TEL 088-603-0140